

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いていること、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。令和2（2020）年度版高齢社会白書（内閣府）によると、令和元（2019）年10月1日現在、65歳以上の高齢者人口は3,589万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっています。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12（2000）年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成26（2014）年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成29（2017）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を制定し、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

さらに、令和3（2021）年度より施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化など、所要の措置を講ずることとされています。

柳川市においては、平成30（2018）年3月に策定した「第5次柳川市高齢者保健福祉計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、「第5次柳川市高齢者保健福祉計画」が本年度で満了を迎えることから、令和3（2021）年度を初年度とする「第6次柳川市高齢者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年の双方を念頭に置きながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 国の法律、市の総合計画・地域福祉計画との関係

「柳川市高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、本計画は「第2次柳川市総合計画」の基本構想に沿って策定します。さらに、社会福祉法第107条第1項において、「市町村地域福祉計画」は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられているため、「柳川市地域福祉計画」との整合性を図るとともに、主に高齢者に関する今後の保健福祉施策を総合的に推進するための指針として位置づけるものです。

○ 「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○ 「社会福祉法」から抜粋

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

○ 「第2次柳川市総合計画」（後期基本計画）から抜粋

■健康寿命の延伸と誰もが安心して暮らせる保健福祉体制の充実

超高齢社会を迎え、誰もが生きがいを持って生活できるよう、社会参加の仕組みづくりを進めるとともに、地域や社会で高齢者や障害者等を支えていく支えあいのまちづくりを目指します。

また、健康で安心した生活を送るため、疾病予防や社会保障、医療体制の充実を図るとともに、誰もが幸福に暮らせるよう、福祉体制の充実に努めます。

(2) 介護保険事業計画との一体性

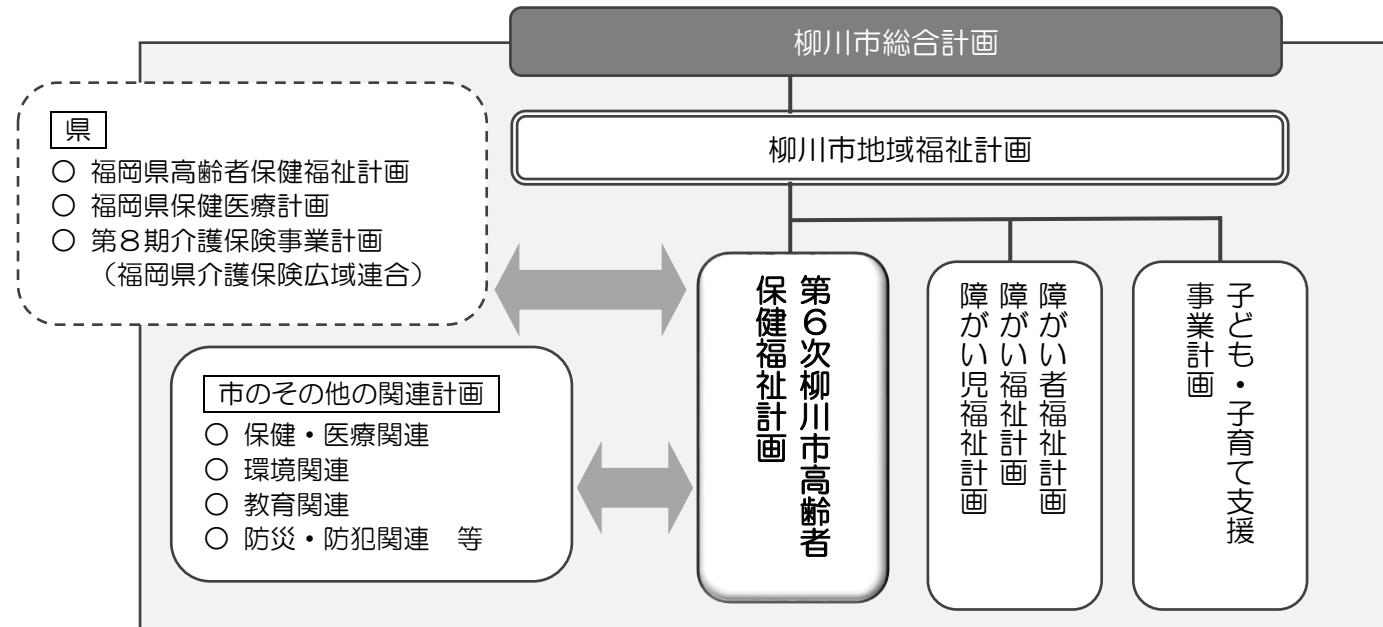
本計画は、国の指針によって、介護保険事業計画と一体的に策定することが求められています。そのため、福岡県介護保険広域連合で策定される「第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）の内容を考慮して策定します。

(3) 他計画・施策との連携・調和

本計画は、地域福祉計画や障がい福祉計画をはじめ、本市および広域における保健、福祉、医療、地域福祉、生涯学習、防災などに関する計画・施策との連携・調和を図ります。

また、「福岡県高齢者保健福祉計画」をはじめ、県の高齢者保健福祉施策に関連する計画などの整合を図ります。

他の計画との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。なお、本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年の双方を見据えて、高齢者を支える地域づくりを進めていくために、中長期的な視野に立った施策の展開を図り、3年ごとに計画を見直します。

（年度）

平成 27～平成 29	平成 30～令和 2	令和 3～令和 5	令和 6～令和 8	令和 9～令和 11
第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画	第8次計画

団塊の世代が75歳以上となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年の双方を見据えた地域づくりの推進

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係者および市民の意見を広く聴取するため、本市の高齢者保健福祉分野にかかわる団体・事業所などの代表により構成される「柳川市高齢者保健福祉計画審議会」を設置し、市長の諮問に応じて必要な審議を行いました。また、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。